

東大阪市使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則

- (趣旨)
- 第1条 この規則は、使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令(平成14年政令第389号。以下「政令」という。)、使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則(平成14年経済産業省・環境省令第7号。この条を除き、以下「省令」という。)及び使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令第1条第5号の特殊の用途に使用する自動車定める省令(平成14年経済産業省・環境省令第8号)に定めるもののほか、使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。
- (定義)
- 第2条 この規則における用語の意義は、法の定めるところによる。
- (登録及び許可の更新の申請期間)
- 第3条 法第42条第2項若しくは第53条第2項の規定により登録の更新を受けようとする者又は法第60条第2項若しくは第67条第2項の規定により許可の更新を受けようとする者は、当該登録又は許可の有効期間が満了する日の3月前から当該登録又は許可の有効期間が満了する日までの間に市長に申請しなければならない。
- (登録の通知)
- 第4条 法第44条第2項(法第46条第3項において準用する場合を含む。)の規定による通知は、引取業登録等通知書(様式第1)により行う。
- 2 法第55条第2項(法第57条第3項において準用する場合を含む。)の規定による通知は、フロン類回収業登録等通知書(様式第2)により行う。
- (登録の拒否の通知)
- 第5条 法第45条第2項の規定による通知は、引取業登録拒否通知書(様式第3)により行う。
- 2 法第56条第2項の規定による通知は、フロン類回収業登録拒否通知書(様式第4)により行う。
- (登録簿の閲覧)
- 第6条 市長は、法第44条第1項の引取業者登録簿及び法第55条第1項のフロン類回収業者登録簿(以下これらを「登録簿」という。)を環境部産業廃棄物対策課に備え置き、一般の閲覧に供する。
- 2 市長は、登録簿の管理のため特に必要があると認める場合は、登録簿の閲覧を停止させ、又は禁止することができる。
- (不許可の通知)
- 第7条 法第62条第2項の規定による通知は、解体業不許可通知書(様式第5)により行う。
- 2 法第69条第2項の規定による通知は、破砕業不許可通知書(様式第6)により行う。
- 3 法第70条第2項において準用する法第69条第2項の規定による通知は、破砕業変更不許可通知書(様式第7)により行う。
- (許可証の書換え交付)
- 第8条 省令第56条又は第61条の規定により交付した許可証の記載事項に変更があったときは、当該許可証を書換え交付する。
- (許可証の再交付の申請)
- 第9条 省令第56条又は第61条の規定により許可証の交付を受けた者は、当該許可証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、許可証再交付申請書(様式第8)により市長に許可証の再交付を申請することができる。
- 2 汚損又は破損により前項の規定による再交付を申請しようとする者は、汚損又は破損した当該許可証を添付して申請しなければならない。
- 3 亡失により第1項の規定による再交付を受けた者は、亡失した許可証が発見されたときは、発見された当該許可証を直ちに返納しなければならない。
- (解体業及び破砕業の許可証の返納)
- 第10条 省令第56条又は第61条の規定により許可証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には当該許可証を市長に返納しなければならない。
- (1) 政令第4条で定められる期間の経過により当該許可がその効力を失ったとき。
- (2) 法第64条(法第72条において準用する場合を含む。)の規定による届出をしたとき。
- (3) 法第66条(法第72条において準用する場合を含む。)の規定により当該許可が取り消されたとき。
- (提出書類の様式)
- 第11条 次の各号に掲げる書類の様式は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 法第43条第2項の引取業登録申請者が法第45条第1項各号に該当しない者であることを誓約する書面 様式第9
- (2) 法第48条第1項の規定による届出に係る書類 様式第10
- (3) 法第54条第2項のフロン類回収業登録申請者が法第56条第1項各号に該当しない者であることを誓約する書面 様式第11
- (4) 法第59条において準用する法第48条の規定による届出に係る書類 様式第12
- (5) 法第61条第2項の解体業許可申請者が法第62条第1項第2号イからヌまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面及び法第68条第2項の破砕業許可申請者が法第69条第1項第2号に適合することを誓約する書面 様式第13
- (6) 法第64条の規定による届出に係る書類 様式第14
- (7) 法第72条において準用する法第64条の規定による届出に係る書類 様式第15
- (8) 省令第55条第1項第3号の事業計画書及び同項第4号の収支見積書 様式第16
- (9) 省令第60条第1項第3号の事業計画書及び同項第4号の収支見積書 様式第17
- (書類の提出部数)
- 第12条 法、政令、省令及びこの規則に規定する書類の提出部数は、正本1部及び写し1部とする。ただし、次に掲げる書類の提出部数は、正本1部とする。
- (1) 省令第46条の申請書及びその添付書類
- (2) 省令第48条の届出書及びその添付書類
- (3) 省令第50条第1項の申請書及びその添付書類
- (4) 省令第53条の届出書及びその添付書類
- (5) 前条第1号及び第3号の誓約書
- (6) 前条第2号及び第4号の届出書
- 附 則
- この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則(平成17年3月31日規則第49号)
- この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 附 則(平成27年6月1日規則第62号)
- この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則(平成28年3月31日規則第39号)
- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第13条中東大阪市児童福祉法施行細則第12条第5項の改正規定及び第23条中東大阪市営産業施設条例施行規則第6条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前のそれぞれの規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をしたうえ、この規則による改正後のそれぞれの規則の様式により作成した用紙として使用することができる。
- 附 則(令和元年12月11日規則第32号)抄
- 1 この規則は、令和元年12月14日から施行する。
- 6 第4条の規定による改正前の東大阪市使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則様式第9、様式第11及び様式第13により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をしたうえ、同条の規定による改正後の東大阪市使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則様式第9、様式第11及び様式第13により作成した用紙として使用することができる。
- 様式第1(第4条第1項関係)

引取業登録等通知書	
	第 年 月 日
住所 氏名	様
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第44条第1項 第46条第2項
をしたので、	の規定により
同条第2項	登録 登録の変更
同法第46条第3項において準用する同法第44条第2項	の規定により
通知します。	
	東大阪市長 印
登録番号	
登録の年月日	年 月 日
登録の有効年月日	年 月 日
引取業を行う事業所の名称及び所在地(東大阪市に限る。)	

様式第2(第4条第2項関係)

フロン類回収業登録等通知書

第 年 月 日 号

住所
氏名 様

使用済自動車の再資源化等に関する法律 第55条第1項 登録
第57条第2項 の規定により 登録の変更
をしたので、 同条第2項 の規定により
同法第57条第3項において準用する同法第55条第2項
通知します。

東大阪市長 印

登録番号
登録の年月日 年 月 日
登録の有効年月日 年 月 日

フロン類回収業を行う事業所の名称及び所在地並びに回収するフロン類の種類
(東大阪市に限る。)

様式第3(第5条第1項関係)

引 取 業 登 録 拒 否 通 知 書

第 年 月 日 号

様

東大阪市長 印

年 月 日付けで申請のあった引取業に係る 登録
登録の更新 については、使

用済自動車の再資源化等に関する法律第45条第1項の規定により、次のとおり、 登録
登録の更新 を拒否するので、同条第2項の規定により通知します。

理 由 ()

教示

- 1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、東大阪市長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東大阪市を被告として(訴訟において東大阪市を代表する者は東大阪市長となります。)大阪地方裁判所に対して提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

様式第4(第5条第2項関係)

フロン類回収業登録拒否通知書

第 号
年 月 日

様

東大阪市長 図

年 月 日付けで申請のあったフロン類回収業に係る 登録 登録の更新 について

は、使用済自動車の再資源化等に関する法律第56条第1項の規定により、次のとおり、

登録 登録の更新 を拒否するので、同条第2項の規定により通知します。

理由 ()

教示

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、東大阪市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東大阪市長を被告として（訴訟において東大阪市長を代表する者は東大阪市長となります。）大阪地方裁判所に対して提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第5(第7条第1項関係)

解体業不許可通知書

第 号
年 月 日

様

東大阪市長 図

年 月 日付けで申請のあった解体業に係る 許可 許可の更新 については、使

用済自動車の再資源化等に関する法律第62条第1項の規定により、次のとおり不許可とするので、同条第2項の規定により通知します。

理由 ()

教示

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、大阪府知事に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東大阪市長を被告として（訴訟において東大阪市長を代表する者は東大阪市長となります。）大阪地方裁判所に対して提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第6(第7条第2項関係)

破 碎 業 不 許 可 通 知 書

第 号
年 月 日

様

東大阪市長 印

年 月 日付けで申請のあった破砕業に係る 許可 については、使用
許可の更新

済自動車の再資源化等に関する法律第69条第1項の規定により、次のとおり不許可とする
るので、同条第2項の規定により通知します。

理 由 ()

教 示

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、大阪府知事に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東大阪市を被告として（訴訟において東大阪市を代表する者は東大阪市長となります。）大阪地方裁判所に対して提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第7(第7条第3項関係)

破 碎 業 変 更 不 許 可 通 知 書

第 号
年 月 日

様

東大阪市長 印

年 月 日付けで申請のあった破砕業の事業の範囲の変更については、使用済自動車の再資源化等に関する法律第70条第2項において準用する同法第69条第1項の規定により、次のとおり不許可とするので、同法第70条第2項において準用する同法第69条第2項の規定により通知します。

理 由 ()

教 示

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、大阪府知事に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東大阪市を被告として（訴訟において東大阪市を代表する者は東大阪市長となります。）大阪地方裁判所に対して提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第8(第9条第1項関係)

許可証再交付申請書

年 月 日

(あて先) 東大阪市長

申請者 住所

氏名 ㊟

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

東大阪市使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則第9条第1項の規定により、次のとおり申請をします。

許可証の名称	
許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
再交付申請の理由	

添付書類 許可証 (亡失し、又は滅失した場合を除く。)

様式第9(第11条第1号関係)

誓 約 書

使用済自動車の再資源化等に関する法律第45条第1項各号に該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

(あて先) 東大阪市長

住 所

申請者 ㊟

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

(使用済自動車の再資源化等に関する法律第45条第1項各号)

- (1) 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) この法律、フロン類法若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)又はこれらの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (3) 第51条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
- (4) 引取業者で法人であるものが第51条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその引取業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
- (5) 第51条第1項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- (6) 引取業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第58条第1項第6号において同じ。)が前各号のいずれかに該当するもの
- (7) 法人でその役員のうち第1号から第5号までのいずれかに該当する者があるもの

様式第10(第11条第2号関係)

引取業廃止届出書

年 月 日

(あて先) 東大阪市長

住 所

氏 名

㊟

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

年 月 日付け で登録を受けた引取業を廃止したので、
使用済自動車の再資源化等に関する法律第48条第1項の規定により、次のとおり届け出
します。

引取業を廃止 した登録を受 けた者	住所 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
廃止の理由	

様式第11(第11条第3号関係)

誓 約 書

使用済自動車の再資源化等に関する法律第58条第1項各号に該当しない者であることを
誓約します。

年 月 日

(あて先) 東大阪市長

住 所

申請者

㊟

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

(使用済自動車の再資源化等に関する法律第58条第1項各号)

- (1) 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令
で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) この法律、フロン類法若しくは廃棄物処理法又はこれらの法律に基づく処
分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受ける
ことがなくなった日から2年を経過しない者
- (3) 第58条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2
年を経過しない者
- (4) フロン類回収業者で法人であるものが第58条第1項の規定により登録を取
り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にそのフロン類回
収業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
- (5) 第58条第1項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過
しない者
- (6) フロン類回収業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその
法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの
- (7) 法人でその役員のうち第1号から第5号までのいずれかに該当する者が
あるもの

様式第12(第11条第4号関係)

フロン類回収業廃止届出書

年 月 日

(あて先) 東大阪市長

住 所

氏 名

㊟

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

年 月 日付け で登録を受けたフロン類回収業を廃止したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第59条において準用する同法第48条の規定により、次のとおり届け出します。

フロン類回収業を廃止した登録を受けた者	住所 氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
廃止の理由	

様式第13(第11条第5号関係)

誓 約 書

使用済自動車の再資源化等に関する法律第82条第1項第2号イからヌまでのいずれにも該当しないことを誓約します。

年 月 日

(あて先) 東大阪市長

住 所

申請者

㊟

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

(使用済自動車の再資源化等に関する法律第82条第1項第2号イからヌまで)

- イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ハ この法律、廃棄物処理法、浄化槽法(昭和58年法律第43号)その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号、第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。)の規定に違反し、又は刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正15年法律第60号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ニ 第80条(第72条において読み替えて準用する場合を含む。)、廃棄物処理法第7条の4若しくは第14条の3の2(廃棄物処理法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があった日前80日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。)
- ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- ヘ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下この号において「暴力団員等」という。)
- ト 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)がイからへまでのいずれかに該当するもの
- チ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからへまでのいずれかに該当する者のあるもの
- リ 法人で暴力団員等がその事業活動を支配するもの
- ヌ 個人で政令で定める使用人のうちにイからへまでのいずれかに該当する者のあるもの

様式第14(第11条第6号関係)

解体業廃止届出書

年 月 日

(あて先) 東大阪市長

住 所

氏 名 ㊟

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

年 月 日付け で許可を受けた解体業を廃止したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第64条の規定により、次のとおり届け出します。

解体業を廃止した許可を受けた者	住所 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
廃止の理由	

様式第15(第11条第7号関係)

破砕業廃止届出書

年 月 日

(あて先) 東大阪市長

住 所

氏 名 ㊟

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

年 月 日付け で許可を受けた破砕業を廃止したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第72条において準用する同法第64条の規定により、次のとおり届け出します。

破砕業を廃止した許可を受けた者	住所 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
廃止の理由	

様式第16(第11条第8号関係)

(表)

解体業事業計画書及び収支見積書

年 月 日 現在

1 事業全体計画（業務を行う時間、従業員、休業日、扱う車種（乗用車、大型車）を含む。）

Blank box for business overall plan details.

業務時間	: ~ :	従業員数	人	休業日	
------	-------	------	---	-----	--

2 使用済自動車等の引取実績及び計画

年 度	年度実績 (3年前)	年度実績 (2年前)	年度実績 (1年前)	許 可 取 得 後 の 年 間 計 画
引取台数	台	台	台	台
主な取引先				

3 解体実績

年 度	年度実績 (3年前)	年度実績 (2年前)	年度実績 (1年前)
年間処理実績	台	台	台
年間稼働日数	日	日	日
平均処理実績	台/日	台/日	台/日

(裏)

4 解体能力

1日当たり処理能力 台/日	稼働予定日数 日	年間処理能力 台
------------------	-------------	-------------

5 保管の状況

使用済自動車		解体自動車	
保管量の上限	(台)	保管量の上限	(台)
現在保管量	(台)	現在保管量	(台)

※事業場以外の場所で保管している場合は、その台数を内数で（ ）に記入すること。

6 年間収支見積書

年 月 日 現在

項 目		前年度 (年) (決算月 (月))		今年度の見込み (決算月 (月))	
		年度 (千円)	(1台当 たり) (円)	年度 (千円)	(1台当 たり) (円)
売上高(全体)	ア(総売上収入)				
売上原価	イ(使用済自動車 等購入費)				
その他の経費	ウ				
うち廃棄物処理 委託費	エ				
営業利益	オ=ア-イ-ウ				
営業外損益	カ(主に支払利息 (注))				
経常利益	キ=オ+カ				
使用済自動車等年間引取台数					
使用済自動車等年間処理台数					

(参考)

	前年度末	現 在
負債総額(年度末残高)	(千円)	

(注) 1 「1台当たり」額は、売上原価は引取台数で、その他は処理台数で割ること。

2 支払利息のみの場合又は支払利息が受取利息より多い場合は、マイナスで計上すること。

(表)

破砕業事業計画書及び収支見積書

年 月 日 現在

1 事業全体計画（業務を行う時間、従業員、休業日、扱う車種を含む。）

業務時間	:	～	:	従業員数	人
				休業日	

2 使用済自動車等の引取実績及び計画

年 度	年度実績 (3年前)	年度実績 (2年前)	年度実績 (1年前)	許 可 取 得 後 の 年 間 計 画
引取台数	台	台	台	台
主な取引先				

3 破砕実績

年 度	年度実績 (3年前)	年度実績 (2年前)	年度実績 (1年前)
年間処理実績	台	台	台
年間稼働日数	日	日	日
平均処理実績	台/日	台/日	台/日

(裏)

4 破砕能力

1日当たり処理能力	稼働予定日数	年間処理能力
台/日	日	台

5 保管の状況

解体自動車		A S R	
保管量の上限	(台 (m ³) 台)	保管量の上限	m ³
現在保管量	(台 (m ³) 台)	現在保管量	m ³

※事業場以外の場所で保管している場合は、その台数を内数で（ ）に記入すること。

6 年間収支見積書

年 月 日 現在

項 目		前年度 (年) (決算月 (月))		今年度の見込み (決算月 (月))	
		年度 (千円)	(1台当 たり) (円)	年度 (千円)	(1台当 たり) (円)
売上高 (全体)	ア (総売上収入)				
売上原価	イ (使用済自動車等購入費)				
その他の経費	ウ				
うち 廃棄物処理委託費	エ				
営業利益	オ = ア - イ - ウ				
営業外損益	カ (主に支払利息 (注))				
経常利益	キ = オ + カ				
解体自動車等年間引取台数					
解体自動車等年間処理台数					

(参考)

	前年度末	現 在
負債総額 (年度末残高)	(千円)	

(注) 1 「1台当たり」額は、売上原価は引取台数で、その他は処理台数で割ること。
 2 支払利息のみの場合又は支払利息が受取利息より多い場合は、マイナスで計上すること。